

船橋市の取組

犯罪被害に遭うと、命を奪われる、身体を傷つけられるなどの直接的な被害ではありません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族の方は、身体的・精神的な不調、治療費などの経済的負担、周囲の人のうわさや心ない言葉に苦しめられるなど、日常生活を送ることが難しくなってしまうことがあります。

そこで船橋市では、令和7年3月に「船橋市犯罪被害者等支援条例」を制定し、同年4月1日に施行しました。

この条例に基づき、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族の方が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができます。

ひとりで悩みを抱え込まずに、まずはご相談ください。

まずはお電話ください



船橋市犯罪被害者等支援相談窓口

電話(専用ダイヤル) 047-401-8054

受付時間 平日 午前9時～午後5時
(祝休日・年末年始を除く)

※プライバシーに配慮し秘密は厳守します。

相談窓口でお手伝いできること

- 犯罪被害等により生じた不安や問題などをお伺いし、必要な情報をご提供しながら支援します。
- 市役所で行っている様々な支援事業をご案内します。
- 状況やご要望に応じて関係機関へお繋ぎします。

詳しい内容は船橋市ホームページで
ご覧いただけます。



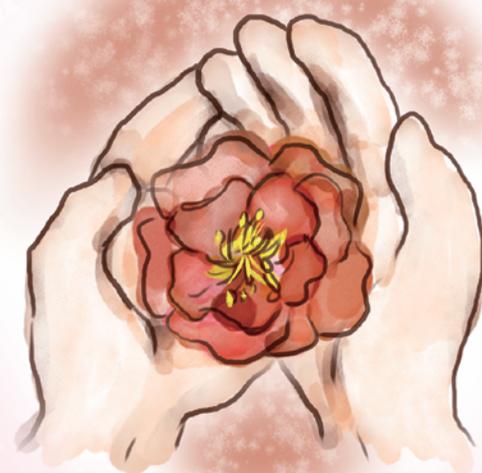
船橋市 犯罪被害者等支援

検索

船橋市 市民生活部 市民安全推進課

〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-10-18

犯罪被害に遭われた方へ
支援のご案内



ひとりで悩まずご相談ください



船橋市の支援

※各支援は、令和7年4月以降に発生した犯罪により被害に遭われた市民の方が対象となります。なお、支援ごとに必要な要件がありますので、相談窓口にお問い合わせください。

経済的支援

被害に遭われた方に支援金を支給します。

第1種支援金 30万円

対象者：亡くなられた方のご遺族

第2種支援金 10万円

対象者：重傷病(療養1ヶ月以上)を負われた方

第3種支援金 5万円

対象者：傷病(療養3週間以上1ヶ月未満)を負われた方

第4種支援金 10万円

対象者：性犯罪(不同意性交等)の被害に遭われた方

第5種支援金 5万円

対象者：性犯罪(不同意わいせつ)の被害に遭われた方

居住の安定の支援

転居等支援金

市内にある現住居に居住することが難しい場合で、転居や汚損の復旧をする必要があるときは、その費用として支援金を支給します。



1回あたり 20万円(上限2回)

日常生活等の支援



家事支援金

日常生活を営むために家事支援に係るサービスが必要な場合、その費用として支援金を支給します。

1家族につき 5万円

配食支援金

食事の用意が難しく、配食サービスが必要な場合、その費用として支援金を支給します。



家族1人につき 3万円

一時保育支援金

未就学児や小学生の一時保育・一時預かりに係るサービスが必要な場合、その費用として支援金を支給します。

児童1人につき 7万円

一時介護支援金

介護を要する方の一時介護に係るサービスが必要な場合、その費用として支援金を支給します。

介護1人につき 3万円

法律相談の支援



法律相談支援金

法律問題の円滑な解決を図るために、弁護士による法律相談が必要な場合、その費用として支援金を支給します。

1回あたり 1万円(上限2回)

裁判手続の支援

裁判手続等支援金

犯罪被害に係る公判期日等に出席、傍聴する場合及び捜査機関からの要請に応じて協力する必要がある場合、その交通費等として支援金を支給します。

家族1人につき 5万円

その他の支援

- 安全の確保
防犯に係る指導及び助言
- 雇用の安定の支援
犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための措置
- 精神的な被害の回復の支援
心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報提供